

令和4年度 新設予定の保育所等について

1 目的

保育所、地域型保育事業の設置認可を行うため、児童福祉法の規定に基づき、新潟市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会の意見を伺うもの。

2 新規開園予定施設一覧(施設名称は仮称)

施設名	種別	設置主体	予定地	定員	保育方針	保育内容	備考
曾野木アルル保育園	保育所	(福)仁和会	江南区曾野木1丁目乙18番地254	120名	乳幼児期の生涯発達の基礎を培う必要な時期に、生活の大半を保育園で過ごすという視点に立って「こどもが現在を最もよく生き」望ましい未来を作り出す力の基礎を培うために、一人ひとりのこどもの状況を把握するとともに、こどもが「安心感」と「信頼感」を持って活動できるような場所を与え、こどもが「主体」としての思いや願いを受けとめられる環境を作ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・はだし保育で体のバランスを養います ・自然とのふれあいを通して観察力を育てます ・地域の人たちや高齢者施設との交流を行います ・こどもたちの個性を尊重し、一人ひとりが輝ける人間性を育てます 	
ふじみ保育園	地域型保育事業 (小規模保育事業A型)	(学)藤見学園	東区錦町6-26	19名	<ul style="list-style-type: none"> *家庭的なあたたかさで、乳児保育における安定した保育を提供し、心の発達と身体的機能を促進し、基本的な生活習慣の基盤づくりを行う *養護と教育の一体化を図る *連携施設との異年齢交流を図り、共に育ち合う 	<ul style="list-style-type: none"> *自然に親しみ元気に遊べる子どもに育てるために戸外遊びや散歩に出かけて四季を感じられるようにする *自分の思いをしっかりと伝えられるようにたくさん話しかけ言葉を引き出す *基本的生活習慣(食事・睡眠・排泄)の確率を目指す 	
しらとり保育園	地域型保育事業 (小規模保育事業A型)	(学)藤見学園	中央区女池上山2-365-1	19名	<ul style="list-style-type: none"> *家庭的なあたたかさで、乳児保育における安定した保育を提供し、心の発達と身体的機能を促進し、基本的な生活習慣の基盤づくりを行う *養護と教育の一体化を図る *連携施設との異年齢交流を図り、共に育ち合う 	<ul style="list-style-type: none"> *自然に親しみ元気に遊べる子どもに育てるために戸外遊びや散歩に出かけて四季を感じられるようにする *自分の思いをしっかりと伝えられるようにたくさん話しかけ言葉を引き出す *基本的生活習慣(食事・睡眠・排泄)の確率を目指す 	
なかよしのうち保育園	地域型保育事業 (小規模保育事業A型)	個人	中央区上所上1丁目5番10号	19名	こども達の興味関心、体験を通して、こどもが持っている「生きる力」を育む。	モンテッソーリ教育を通じ、生活の中で、日常生活の練習・感覚的教育・言語教育を取り入れ、自分で考えて行動する自立へ向けた環境と知識を提供する。子ども一人一人が自分のペースで、やりたい「おしごと」に取り組み、体と五感をたくさん使い、発達・成長する保育をしていきます。	
開志新潟東こども園	認定こども園	(福)愛宕福祉会	東区中野山三丁目3-9	105名	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの幸せを一番に考えます ・子どもを心身ともに健やかに育てます ・保護者や地域の子育てをサポートします ・職員の資質向上に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの成長に合わせた教育の実践を行います。 ○自然体で学ぶ英会話を通じ、コミュニケーション能力を高める ○体操をはじめとするスポーツに触れ、スポーツの楽しさを知る ○自由遊びを通じお友達とのコミュニケーション能力、思いやる心を育てる ○地産地消、食材そのもの本来のおいしさを理解いただけるよう、食育に取り組みます。 	※

※ 児童福祉法の規定に基づく意見照会の対象施設ではないが、参考情報として掲載。

3. その他参考(令和3年度末閉園予定施設)

施設名	種別	設置主体	住所	定員	備考
幼保連携型認定わかかさこども園	認定こども園	(福)三和会	中央区和合町2丁目10番5号	49名	
曾野木保育園	保育所	新潟市	江南区曾野木1丁目4番7号	80名	曾野木アルル保育園へ統合(民営化)
第二曾野木保育園	保育所	新潟市	江南区曾野木2丁目18番7号	80名	
ひまわりこども園	地域型保育事業 (小規模保育事業A型)	スリーシーズ株式会社	中央区弁天3-2-20弁天501ビル2階	19名	

「小規模保育事業A型」(利用定員6人以上19人以下)

地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる、質が確保された保育事業として児童福祉法に位置付けられている事業であり、規模や職員配置に応じた3類型(A型、B型、C型)に分けられている。